

◎佐渡海区漁業調整委員会指示第5号

佐渡海区における定置漁業の保護区域について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和5年9月1日

佐渡海区漁業調整委員会 会長 山本 初子

次に掲げる定置漁業の保護区域内では、当該漁業に著しく支障を及ぼす漁業、遊漁（水産動植物を採捕する行為をいう。）を行い、又は当該漁業の魚道をしゃ断し、若しくは魚群を散逸させる行為をしてはならない。

免許 番号	漁場の位置	漁業の名称	漁業時期	保護区域(メートル)			摘要	端口	漁業権者
				左側	右側	沖合			
佐 定 第1号	佐渡市石名地先	ぶり、まぐろ 定置漁業	1月1日から 12月31日まで	1,500	700	-	2階網	両口	越前水産株式会社
佐 定 第2号	佐渡市石名地先	ぶり、まぐろ 定置漁業	1月1日から 12月31日まで	1,500	700	500		両口	
佐 定 第3号	佐渡市達者地先	ぶり 定置漁業	3月1日から 10月31日まで	1,500	700	-	2階網	両口	越前水産株式会社
佐 定 第4号	佐渡市達者地先	ぶり 定置漁業	1月1日から 12月31日まで	1,500	700	500		両口	
佐 定 第5号	佐渡市小川地先	たい、ぶり 定置漁業	1月1日から 12月31日まで	1,500	700	500	1階網	両口	越前水産株式会社
佐 定 第6号	佐渡市田切須地先	ぶり 定置漁業	1月1日から 12月31日まで	1,500	700	-	2階網	両口	石見孝幸
佐 定 第7号	佐渡市田切須地先	ぶり 定置漁業	1月1日から 12月31日まで	1,500	700	500		両口	
佐 定 第8号	佐渡市江積地先	たい、ぶり 定置漁業	3月1日から 12月31日まで	1,500	700	-	2階網	両口	佐々木文雄ほか7人 (新保定置組合)
佐 定 第9号	佐渡市江積地先	たい、ぶり 定置漁業	3月1日から 12月31日まで	1,500	700	500		両口	
佐 定 第10号	佐渡市南新保地先	あじ、たい 定置漁業	1月1日から 12月31日まで	700	1,500	500	1階網	両口	佐々木文雄ほか7人 (新保定置組合)
佐 定 第11号	佐渡市椿地先	あじ、いか 定置漁業	1月1日から 12月31日まで	300	2,000	500	1階網	片口 (右)	三好範男ほか6人・1漁協 (加茂水産定置網組合)
佐 定 第12号	佐渡市白瀬地先	ぶり 定置漁業	1月1日から 12月31日まで	500	2,000	500	1階網	片口 (右)	三好範男ほか6人・1漁協 (加茂水産定置網組合)
佐 定 第13号	佐渡市和木地先	ぶり、まぐろ 定置漁業	1月1日から 12月31日まで	500	2,000	500	1階網	両口	石塚林二郎ほか4人 (丸内定置網組合)
佐 定 第14号	佐渡市平松地先	いか、さば 定置漁業	1月1日から 12月31日まで	500	1,000	500	1階網	両口	石塚林二郎ほか4人 (丸内定置網組合)
佐 定 第15号	佐渡市黒姫地先	ぶり、さば 定置漁業	1月1日から 12月31日まで	500	2,000	500	1階網	両口	内海府漁業生産組合
佐 定 第16号	佐渡市北小浦地先	ぶり 定置漁業	1月1日から 12月31日まで	500	2,000	500	1階網	両口	内海府漁業生産組合
佐 定 第17号	佐渡市鷲崎地先	ぶり、さば 定置漁業	1月1日から 12月31日まで	500	2,000	500	1階網	片口 (右)	内海府漁業生産組合

指示の有効期間

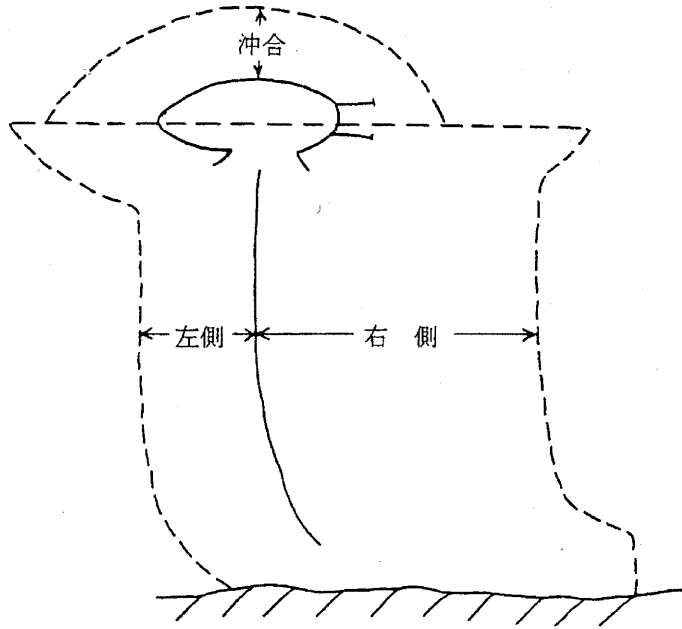
令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

付記

保護区域のとりかた

- 1 保護区域の左側、右側とは、磯垣網を基準として陸岸より海面に向かってそれぞれの方向を示し、網なりに所定距離をとる。
- 2 沖合とは、台と矢引を結ぶ直線（沖矢引と磯矢引を有する場合は、台から両矢引の中間を通る線）から沖側（沖垣網を有する場合は、沖垣網の沖側）を示し、網なりに所定距離をとる。

(例 1)



定置漁業保護区域略図

(例 2)

